



事業報告書等を忘れずに提出しましょう！

NPO法人は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、以下の書類を所轄庁に提出する義務があります。

事業報告書等は、市民のみなさんへ法人の活動状況をお知らせする、大切な書類です。

忘れずに提出期限までに提出しましょう！



提出書類	提出部数
1. 事業報告書等提出書(様式第8号)	1部
2. 事業報告書	2部
3. 財産目録	2部
4. 貸借対照表	2部
5. 活動計算書	2部
6. 前事業年度の役員名簿	2部
7. 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	2部

● 県ホームページ「NPO・ボランティアに関するページ」から様式をダウンロードできます。

● 提出・問い合わせ先については、別紙一覧をご参照ください。

* 事業報告書等の提出がない場合、理事又は監事は、20万円以下の過料に処せられる場合があります。(法第80条第5号)

* 3年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合は、NPO法人の設立の認証が取り消される場合があります。(法第43条第1項)

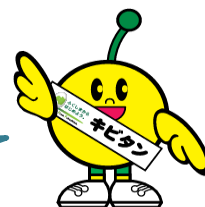
* 事業報告書等は閲覧書類として、市民の方が閲覧・謄写することができます。

* 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録は内閣府ポータルサイトでWEB公開されます。

提出期限までに、
提出しましょう！



事業報告書等チェックリスト
事業報告書等を提出する前にチェックしてみましょう！



チェック項目	チェック欄
事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は 監事の監査 を受けましたか？	<input type="checkbox"/>
事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は定款のとおり、 総会又は理事会の承認 を得ていますか？	<input type="checkbox"/>
提出書類及び必要部数 は揃っていますか？ (同封の「NPO 法人よくある質問3」を参照)	<input type="checkbox"/>
活動計算書及び貸借対照表について、 前期の「次期繰越正味財産額」と今期の「前期繰越正味財産額」 は同じ額ですか？	<input type="checkbox"/>
活動計算書、財産目録、貸借対照表の 正味財産は同じ額 ですか？	<input type="checkbox"/>
活動計算書の 事業費と管理費の計上 に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
定款に「 その他の事業 」を定めている場合、活動計算書に 特定非営利活動とその他の事業を区分して記載 していますか？	<input type="checkbox"/>
事業報告書に個人情報 の記載はありませんか？ (一般に公開されるため、個人情報の記載は望ましくありません。)	<input type="checkbox"/>
役員名簿に 事業年度中の全ての役員 を記載していますか？	<input type="checkbox"/>
役員名簿に① 役職名 ② 氏名 ③ 住所又は居所 ④ 役員報酬の有無 ⑤ 就任期間 を正しく記載していますか？	<input type="checkbox"/>
社員名簿に① 氏名 ② 住所又は居所 の記載はありますか？	<input type="checkbox"/>
役員名簿・社員名簿に 氏名と住所(又は居所)以外の個人情報 の記載はありませんか？ (電話番号や生年月日などの記載は 必要ありません 。)	<input type="checkbox"/>
書類に記載誤りは、 ありませんか？ (年度や日付、事業期間など)	<input type="checkbox"/>